

令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症患者対応医療機関感染防止
対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、医療機関において行う消毒等に要する経費について、令和4年度予算の範囲内において、当該医療機関の設置者に対し、新型コロナウイルス感染症患者対応医療機関感染防止対策事業費補助金を交付するものとし、その交付については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日付け医政発0401第23号厚生労働省医政局長、健発0401第3号厚生労働省健康局長及び薬生発0401第23号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号、厚生労働省発健0401第3号及び厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知）及び青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者、補助対象経費及び補助金の額)

第2 補助対象者、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

ア 補助対象者	(1) 知事が認めた新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設置者 (2) 帰国者・接触者外来を設置する医療機関の設置者 (3) 県から診療・検査医療機関の指定を受けた医療機関の設置者 ※ただし、令和4年度青森県新型コロナウイルス感染症対策設備等整備事業費補助金交付要綱により補助を受ける同要綱第2(5)に定める医療機関の設置者を除く。
イ 補助対象経費	「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」（平成30年12月27日健感発1227第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に準じて消毒等を行った場合、当該消毒等に要した経費（需用費（消毒用エタノール等の消耗品費）、委託料（新型コロナウイルス感染症入院患者の受入れに伴い新たに発生する病床の消毒、清掃、リネン交換等委託）
ウ 補助金の額	対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額（ただし、千円未満の端数は切り捨てとする。）以内の額

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実施計画書(第2号様式)

(2) 補助金所要額調書(第3号様式)

(3) 補助対象事業に係る歳入歳出予算(見込)書の抄本(補助対象事業の収支予算額を備考欄に記載すること。)

(4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は別途知事が定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容又は経費の配分の変更(補助金の額に影響を与えない軽微な変更を除く。)をする場合において、事業変更承認申請書(第4号様式)を知事に提出してその承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止(廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出してその承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその理由及び遂行状況を記載した書面を知事に提出してその指示を受けること。

(4) 補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分すること。

(5) 消毒等の業務にあたっては、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」(平成30年12月27日健感発1227第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)、「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」(令和2年10月2日改訂 国立国際医療研究センター国際感染症センター)等に準じて行うこと。

(6) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和5年4月1日から5年間保存すること。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合も含む)には、仕入控除税額報告書(第6号様式)により知事に報告しなければならないこと。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の一部又は全部を県に納付させることがある。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の

決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(変更交付申請)

第6 この補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、変更交付申請書（第7号様式）により、第3に定める申請手続に準じて行うものとする。

2 第1項の変更交付申請書の提出期限は、別途知事が定めるものとする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、概算払により交付する。なお、概算払の支払時期及び支払額については別途文書により通知する。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、補助金概算払請求書（第8号様式）を知事に提出して行うものとする。ただし、補助対象者が市町村である場合にあっては、その提出を要しないものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、令和4年10月14日までに事業完了（廃止）実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 支出経費一覧（第10号様式）

(2) 事業実績書（第11号様式）

(3) 補助対象事業に係る歳入歳出決算（見込）書の抄本（補助対象事業の決算額を備考欄に記載すること。）

(4) 補助対象経費に係る支払証拠書類（納品書、請求書、領収書等）の写し

(5) その他知事が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行し、同年4月1日から適用する。